

終章

終章

まとめ

本稿では、労働省編職業分類の背景にある2つの制約条件について論じてきた。第1に枠組みを外部に依存していること、第2に時代の変化と食い違いが生じやすいことである。前者については、労働省編職業分類・JSCO・ISCOの3者の関係を接木にたとえるとわかりやすいだろう。労働省編職業分類はJSCOという台木に穂木として接がれ、JSCO自体がISCOを台木とした穂木になっているという関係である。植物の場合、穂木を生かすためには台木が近縁の植物であることが条件である。労働省編職業分類の場合、台木となっているJSCOとは分類の目的・考え方がそもそも異なっており、そのうえJSCOが旧世代のISCOを台木にしているという構図になっている。労働省編職業分類は、台木によって生かされるというよりも、分類の性格が異なるJSCO・ISCOを台木としていることからこれらの分類体系が桎梏しこくとなっているといっても過言ではあるまい。特に上位分類の項目設定・配列などの点では、これらの分類体系の負の側面をも引き継がざるをえない立場に置かれている。このような状況に対して、職業紹介の実務に使うのは細分類項目であり、その項目設定に裁量の余地が残されている限り上位分類の制約は所与の条件としてみなすべきであるとの視点に立つことも可能である。しかし、現行の分類体系に対しては「わかりにくい、使いにくい」という利用者の共通認識がある。労働省編職業分類は基本的には実務用具である。利用者が使いづらいつらと感じるような用具では業務遂行の正確さ、速さ、効率を期待することは難しい。

2番目の制約条件、すなわち前回改訂時からの時間的経過にもなつて現実との間にずれが生じ、それが時とともに拡大するという点は避けることができない。それ故に分類表と現実との食い違いの大きさについて精確な認識を持つことが重要である。職業分類は職業紹介における業務遂行を下支えする実務用具であることを考えると、分類表上の職業と現実の職業との一対一の対応が容易に行えることが望ましい。しかし分類表はある一時点で切り取った、いわば職業の世界の断面図にすぎないため、その後の職業の変化を把握する能力は次第に衰えざるをえない。つまり定点観測で作成したモノサシを使って時代の流れを測っているようなものである。流れの速さにもよるが、モノサシは早晚耐用のつきるときがくる。そのときが改訂の潮時である。

労働省編職業分類を改訂する際には2つの必要条件を満たすことが重要である。それらは非常に高いハードルであると同時に、労働省編職業分類がその特徴を堅持するためには克服しなければならないハードルでもある。第1は職務情報の収集である。職務を単位にして職業を区分しているのが労働省編職業分類である。求人・求職の受理の場や職業相談の場では職業の内容である職務について正確な情報を必要としている。『職業辞典』の時代には職業安定行政の組織をあげて職務調査を実施して職務情報が収集された。しかし1960年代半ば

以降、職務調査は事実上行われていない。このため 1986 年以降の改訂では職務情報の収集が特に大きな課題であった。現在でも職務情報を収集するための組織的な手段は整備されておらず、状況は従前の 2 回の改訂の際と変わらない。

第 2 は職業名の収集である。各種の媒体を通して求人情報の流通が加速化している。それとともに多様な職業名が横溢^{おういつ}している。このような時代だからこそ職業名のソースが求められる。「職業名索引」は、公共職業安定所の職員が求人・求職職種の位置づけの確認に頻繁に活用しており、その精度を向上させるためにも索引の内容を充実させる必要がある。これまでの改訂では、「職業名索引」に取り込む職業名の供給源は主に国勢調査用職業分類索引であった。今後はそれだけではなく、インターネットからの情報収集や、窓口職員の協力を得て求人・求職職種を収集することなど情報収集経路の多角化を図ることが望ましい。それとともに職業名の流動性を考慮すると、一時点で作成した職業名索引を長期にわたって使用するのではなく、索引に採録されていない職業名を把握したときに索引に随時追加することのできる仕組みを作ることが求められる。

改訂の方向に関する示唆

第 3 章・第 4 章では労働省編職業分類をめぐる内外の問題について主要な論点を整理した。根の深い問題がある一方、他の問題と密接に関連して錯綜した関係になっている問題もある。労働省編職業分類は、1965 年以降の累次の改訂において JSCO の枠組みを自らの分類枠組みに採用して経済社会の変化にあわせて現実の職種との調整を行うという点に独自性と自律性の活路を求めてきた。しかし現在では、枠組み自体の問題や社会の変化に対応するスピードの問題などこの方針を遵守することにもなう副作用があらわになってきている。

序章に記したように本研究では利用者（公共職業安定所職員）の視点を踏まえて問題点の整理を行っている。このアプローチでは労働省編職業分類を組上^{そじょう}にのせて特定の断面から分析を進めることになる。当然、視野が狭くなるのは避けられない。問題を総合的に把握するためには、バランスのとれた対応が求められる。まず、分類の枠組みについては、利用者の視点のみに配慮して議論を進めるという稚拙な判断は避けなければならない。分類の枠組みを検討する際には、利用者の視点に加えて次の 3 点をあわせて考慮する必要がある。

第 1 は共通言語化の動きである。1999 年の職業安定法第 15 条の改正では官民を問わず職業紹介業務に用いる職業分類の共通基盤として労働省職業分類を位置づける方向が鮮明に打ち出されている。この点を考慮すると、公共職業安定所の職員やそれを利用する求人者・求職者だけでなく、職業分類を事業に活用している事業者全体の視点に立って望ましい分類体系のあり方について検討する必要がある。

第 2 は政策の視点である。JSCO の枠組みは、公共職業安定機関の業務統計データと JSCO に準拠した他の調査統計データとの比較照合の基準になっている。この比較照合を通して政策判断のための材料が提供されている。また、労働省編職業分類は厚生労働省の各種施策に

において職業の基準としても利用されている。このように労働省編職業分類は職業紹介業務の実務用具であるとともに政策に関連する役割も負っている。

第3は技術の視点である。公共職業安定所の求人・求職者情報は電子化されており、電子化されたデータは編集・加工が容易である。情報の電子化が進んでいる現在、技術を活用すれば労働省編職業分類の最下層レベルの分類項目のデータは指定された形で集約することが可能である。この視点に立つと、JSCOは労働省編職業分類の細分類項目を集約する際のひとつのひな形であると考えることができる。たとえ労働省編職業分類がJSCOと異なる集約の仕方を選択したとしても、細分類項目とJSCOの小分類項目との対応を図っておけば、求人・求職者の職種データをJSCOの枠組み（あるいはその他の集約の仕方）でとりまとめることが技術的に可能な時代になっている。分類枠組みのあり方を検討する際には、利用者の視点とともに以上の3点を踏まえて議論を進めることが肝要である。

経済社会の変化と職業分類との対応に関する問題については、ふたつのアプローチが必要であろう。ひとつは再三指摘しているように情報収集（職務情報及び職業名）の仕組みを整備して現実との食い違いを修正するというアプローチである。しかし情報収集の仕組みを作ること自体が困難な課題であることも事実である。このため情報収集の実施にむけて現実的な方法論について議論を進める必要がある。

もうひとつのアプローチは、分類体系自体に変化を吸収できる仕組みを内蔵させることである。すなわち弾力性のある分類体系を作成することが求められる。その方法のひとつは分類番号の弾力化である。これは十進分類法との訣別を意味している。具体的には、将来出現するかもしれない新職業のために分類番号に欠番を設けたり、いかなる場合にも対応できるように適切な箇所に雑多項目を配置したりするなどの方法が考えられる。労働省編職業分類は1965年版までは欠番を設けており、1969年には65年版の追補が行われている⁶³。上に指摘したように求人・求職者データが電子化されている今こそ、欠番の仕組みがいつでも柔軟に機能する環境が整っている。これまでは新しい職業を把握しても、当該職業の職業分類表上の位置づけについては分類表が改訂されるまで統一的な処理は行われず、その結果現場に混乱を招きがちであった⁶⁴。新たに出現した職業を時宜に適したタイミングで分類表に追加設定することができれば、改訂の時期を待たずに統一的な対応が可能になる。

このように職業の実態を的確に把握し、かつ分類表自体の柔軟性を高めることができれば求人・求職職種と職業分類表上の職業とのずれを早期に修正することが容易になると考えられる。その結果、業務効率の向上（公共職業安定所の職員にとっては求人・求職職種に対して的確な分類番号を付与することや求人と求職者との的確なマッチングをすること、求職者にとっては希望する職種の求人を迅速に探し出せること）にもつながることが期待される。

63 新たに77の職業が追録された。

64 分類表に設定されていない職業や位置づけの判断が難しい職業については、地方労働局や担当職員の個別判断に委ねられているのが現状である。全国一律の統一的な対応が行われているわけではない。

引用・参考文献

〈和文文献〉

- 行政管理庁（1953、1960、1970、1979）『日本標準職業分類』
- 行政管理庁『統計情報』 vol.2～9（各月）
- 雇用職業総合研究所（1986）『労働省編職業分類－昭和61年版－職業分類表』
- 下田平裕身（1986）「発生的資格からの「標準職業分類」批判－イギリスの分類と日本の分類の距離－」『信州大学経済学論集』第25号
- 全国統計協会連合会（2003）『平成14年度日本標準職業分類に関する調査研究中間報告書』
- 総務省統計局統計基準部（2005）『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』
- 総務庁統計局統計基準部（1986、1997）『日本標準職業分類』
- 西澤 弘（1997）「職業分類改訂のための事例研究」『日本労働研究機構研究紀要』No.13.16-32.
- 日本労働研究機構（1993）『国際標準職業分類－1988年改訂版－』資料シリーズ No.30
- 日本労働研究機構(2000)『労働省編職業分類の改訂に関する研究』調査研究報告書 No.130
- 三瀨信邦（1983）『経済統計分類論：職業・産業分類の形成』有斐閣
- 労働省編（1953）『職業辞典』雇用問題研究会
- 労働省編（1957）『職業小辞典』雇用問題研究会
- 労働省編（1965、1969）『職業辞典－改訂版－』雇用問題研究会
- 労働省職業安定局（1999）『労働省編職業分類－職業分類表－』

〈英文文献〉

- Australian Bureau of Statistics (1997) *Australian Standard Classification of Occupations, Second Edition*, Canberra: Australian Bureau of Statistics.
- Executive office of the President, Office of Management and Budget(2000) *Standard Occupational Classification Manual, 2000*, Springfield,VA:U.S.Department of Commerce, Technology Administration, National Technical Information Service.
- Human Resources Development Canada (2001) *National Occupational Classification*, Ottawa: Public Works and Government Services Canada.
- International Labour Office (1990) *International Standard Classification of Occupations: ISCO-88*, Geneva: International Labour Office. [総務庁統計局統計基準部（仮訳）（1995）『国際標準職業分類（ISCO）1988年改訂版』]
- Office for National Statistics (2000) *Standard Occupational Classification 2000, Volume I, II*, London: The Stationary Office.
- Perterson, N.G., Munford, M.D., Borman, W.C., Jeanneret, P.R., Fleishman, E.A. and Levin, K.Y. (1997) O*NET Final Technical Report, Volume I.

Statistics Canada (2001) *National Occupational Classification for Statistics, 2001*, Ottawa: Statistics Canada.

U.S. Department of Labor, Employment and Training Administration(1991) *Dictionary of Occupational Titles, Revised Forth Edition*, Washington, D.C. : Department of Labor, Employment and Training Administration.

付属資料

- 1 ISCO 及び各国の職業分類
- 2 職業分類体系の比較
- 3 ヒアリング調査内容
- 4 労働大学校研修生用調査票
- 5 公共職業安定所用調査票

付属資料 1 ISCO 及び各国の職業分類

資料 1-1 国際標準職業分類 (International Standard Classification of Occupations, ISCO-88)

○職業の概念

職務 job - ひとりの人が遂行する課業と責任の集合

職業 occupation - 主な課業と責任が類似している職務の集合

○分類基準

所与の職業に含まれる課業と責任を遂行する能力を「スキル」といい、スキルには次の2つの面がある。

- ・ **スキルレベル** - 課業と責任の複雑さやその範囲の関数として表される。
スキルレベルは、操作的に国際標準教育分類 (ISCED) を用いて表す。
スキルレベル 1 ISCED のカテゴリー 1 (初等教育修了)
2 ISCED のカテゴリー 2、3 (前期・後期中等教育修了)
3 ISCED のカテゴリー 5 (中等教育修了後の大学卒とは異なる卒業資格)
4 ISCED のカテゴリー 6、7 (高等教育 (大学・大学院) 修了)
- ・ **スキルの専門分野** - 必要な知識分野、使用する道具や機械、使ったり・扱ったりする原材料、生産する財とサービス

○分類構造と分類コード

		項目数	分類符号
大分類	major group	10	数字 1 桁
亜大分類	sub-major group	28	2 桁
中分類	minor group	116	3 桁
小分類	unit group	390	4 桁

○分類基準の適用

大分類レベルの職業 - スキルレベルを適用して項目を設定 (大分類 1 と 0 には適用していない)、スキルレベルが同じ項目にはスキルの専門分野を適用、項目の配列はスキルレベルの高い順

亜大分類、中分類、小分類レベルの職業 - スキルの専門分野別に項目を設定

○小分類項目の記述内容

職業名

主な職務

課業のリスト

この項目に含まれるその他の職業名

他の項目に分類される関連職業名

○職業名索引

約 5400 種の職業名

資料 1-2 英国標準職業分類 (Standard Occupational Classification, SOC 2000)

○職業の概念

職務 job - ひとりの人が遂行する課業と責任の集合

○分類基準

- ・ **スキルレベル** - 当該雇用分野で職業を十分に遂行するために通常必要とされる訓練や仕事経験の長さ
 スキルレベルは、職務に含まれる課業を十分に遂行できるようになるために必要な時間的長さで表される。操作的には、必要な資格取得のための期間、必要な訓練の期間が尺度となる。
 スキルレベル
 - 1 義務教育修了の時点で習得している能力（このレベルの仕事の遂行には関連の安全衛生規則に関する知識が必要、短期の職務関連訓練が必要な職業もある）
 (例) 郵便職員、ホテルのポーター、清掃員
 - 2 義務教育を通して習得した知識に加えて、より長期の職務関連訓練や仕事経験が必要な職業
 (例) 機械操作員、運転手、販売員、事務・秘書関連の職業
 - 3 義務教育修了後の教育（高等教育を除く）で習得する知識が必要な職業
 (例) 技術的職業、技能的職業、小規模事業の事業主
 - 4 大学卒の知識やそれと同等の関連職業での経験が必要な職業
 (例) 専門的職業、管理的職業
- ・ **スキルの専門分野** - 課業の完全十分な、かつ効率的な遂行に必要な知識分野。遂行する仕事の種類（取り扱う原材料、使用する道具など）を指すこともある。

○分類構造と分類コード

	項目数	分類符号
大分類 major group	9	数字 1桁
亜大分類 sub-major group	25	2桁
中分類 minor group	81	3桁
小分類 unit group	353	4桁

○分類基準の適用

大分類レベルの職業 - 項目の設定にはスキルレベルを適用、項目の配列は、原則としてスキルレベルの高い順、同一スキルレベルの項目は、ISCO-88の大分類項目の配列順に準拠

亜大分類、中分類、小分類の職業 - スキルの専門分野別に項目を設定

○小分類項目の記述内容

職業名
 主な職務
 入職要件と関連資格
 課業リスト
 関連職業名

○職業名索引

約 25000 種の職業名

資料 1-3 オーストラリア標準職業分類 (Australian Standard Classification of Occupations, ASCO2)

○職業の概念

職務 job - 賃金・給与の代価としてひとりの人が遂行する課業の集合
 職業 occupation - 課業が類似している職務の集合

○分類基準

- ・ **スキルレベル** - 含まれる課業の範囲や複雑さの関数として表される。
 スキルレベルの測定方法 - 入職の前提条件として必要な教育機関における教育・訓練、経験
 - ①教育機関における教育・訓練 - 義務教育である初等教育と中等教育、それ以降の教育に分けられ、それ以降の教育は 12 に区分された Australian Qualifications Framework (AQF) を用いている。
 - ②経験 - 一連の課業の遂行に寄与すると考えられる他の職業における経験の長さ

スキルレベル 1 大学学部修了又はそれ以上の教育、又は 5 年以上の関連の経験
 2 AQF の Diploma 又は Advanced Diploma、又は 3 年以上の経験
 3 AQF の Certificate III 又は IV、又は 3 年以上の経験
 4 AQF の Certificate II、又は 1 年以上の経験
 5 義務教育修了又は AQF の Certificate I

これら 2 つの基準がうまく適用できない場合には、次の項目を用いて含まれる課業の範囲や複雑さを決定する。
 必要な知識の広さや深さ、必要なスキルの範囲、作業環境の多様性、裁量のレベル (一連の課業を遂行する際に必要な裁量の余地)
- ・ **スキルの専門分野** - スキルのタイプを表す。次の 4 つの側面を用いて測定される。
 必要な知識の分野、使用する道具や装置、取り扱う原材料、提供する財やサービス

○分類構造と分類コード

	項目数	分類符号
大分類 major group	9	数字 1 桁
亜大分類 sub-major group	35	2 桁
中分類 minor group	81	3 桁
小分類 unit group	340	4 桁
細分類 occupation	986	6 桁

○分類基準の適用

大分類レベル - スキルレベルを適用して項目を設定、スキルレベルが同じ項目はスキルの専門分野を適用、項目の配列はスキルレベルの高い順
 亜大分類、中分類、小分類、細分類レベル - スキルの専門分野別に項目を設定、細分類項目の設定にはスキルレベルを適用したケース (スーパーバイザー、徒弟、訓練生など) もある。数量基準 (小分類 1,000 人以上、細分類 300 人以上) の採用

○細分類項目の記述内容

職業名
 その他の職業名
 主な職務
 スキルレベル (入職要件)
 課業リスト
 この職業に含まれる職務の一部を遂行する仕事に係る職業名

○職業名索引

約 2500 種の職業名 (分類表に記載されている職業名のみ)

資料 1-4 アメリカ標準職業分類 (Standard Occupational Classification, SOC)

○適用範囲

収入を伴うすべての仕事（報酬を受けていない家族従事者が従事している家業の仕事を含む）

○分類基準

仕事の種類、職務の遂行に必要なスキル・教育・訓練・資格・免許

○分類の原則

- ・専門的技術的職業従事者を管理監督する者は、管理監督される者と同じ職業に位置づけられる。製造工程・販売・サービスの職業におけるチームリーダーや監督者は、監督される者が従事する仕事と類似した仕事に勤務時間の 20%を超える時間従事する場合には監督される者と同じ職業に位置づけられる。
- ・製造工程・販売・サービスの職業における第一線管理者は、管理の仕事に勤務時間の 80%以上の時間従事する場合には管理される者とは別の管理者の職業に位置づけられる。
- ・徒弟と見習は訓練を受けている職業に位置づけられるが、補助者と助手は別の職業に位置づけられる。
- ・複数の職業に該当する職務に従事している者は、必要とされるスキルが最も高い職業に位置づけられる。スキルレベルの判断が難しい場合には、主な職務に該当する職業に位置づけられる。

○分類構造と分類コード

	項目数	分類番号
大分類 major group	23	数字 2桁
中分類 minor group	96	3桁
小分類 broad occupation	449	5桁
細分類 detailed occupation	821	6桁

- ・分類番号は、将来の項目の追加を考慮して、欠番を設けている。
- ・小分類項目は分類番号の 4・5桁目が固有のコード（4桁目が「0」、5桁目が 1～9）になっているが、9以上の小分類項目を設けている中分類では、10項目以後の小分類項目の分類番号は 4桁目が「1」（20項目以上ある場合には「2」）、5桁目に 1～9を用いている。

○分類項目の配列

小・細分類職業は、それぞれ中・小分類の中でアルファベット順に配列

○職業名の収集

分類表には代表的な職業名のみ記載。それ以外の職業名については、インターネットで提供。

○職業の細分化・集約の方法

- ・細分類の下位のレベルの職業を表記する必要がある場合は、6桁のコード番号の次に 1桁又は 2桁の数字（「.○」、「.○○」）を追加して表す（O*NETはこの方法で細分類レベルの職業を細分化している）。
- ・大分類項目を集約する場合には、集約のレベルに応じて 11項目あるいは 6項目にとりまとめるための項目が準備されている。

○細分類項目の記述内容

職業名
主な職務
代表的な職業名

資料 1-5 カナダ標準職業分類 (National Occupational Classification for Statistics, NOC-S2001)

○職業の概念

職務 job - ひとりの人がその職責を果たすために遂行するすべての課業

職業 occupation - ひとつの職業名のもとに分類される類似の仕事の集合

○分類基準

- ・ **仕事の種類** - 課業、職責、責任にもとづいて決定する。→ 職務の確定
職務を職業にとりまとめ、職業を職業グループにとりまとめる際の基準 - 処理する(使用する)原材料、生産工程、使用する装置、責任の程度と仕事の複雑さ、生産する製品、提供するサービス
- ・ **スキルレベル** - 職務遂行に必要な教育、訓練、経験、能力は職務の性質によって決まるため同一の職業グループ内ではスキルレベルは等質

○分類構造と分類コード

	項目数	分類符号
職業群 broad occupational categories	10	アルファベット大文字
大分類 major group	47	アルファベット + 数字 1 桁
中分類 minor group	140	アルファベット + 数字 2 桁
小分類 unit group	520	アルファベット + 数字 3 桁

(注) 中分類と小分類のコードには、数字 2(3)桁の後に更に 4 桁数字 (○○○○) が付加されている。これは当該職業に対応する NOC 職業のコード番号である。このコード (2 桁目の数字、次のページの NOC2001 を参照) には当該職業のスキルレベルが明示されている。

○分類基準の適用

- 職業群 - より広範な仕事の分野 (スキルタイプ) にもとづいて大分類項目を区分
- 大分類 - 仕事の分野にもとづいて中分類項目を区分、設定項目は最小限の就業者数を上回っていること
- 中分類 - 遂行する仕事の類似性にもとづいて職業を区分
- 小分類 - 仕事の類似性 (課業、職責、責任)、入職に必要な教育・訓練・スキル

○分類の原則

- ・ 管理職は職業群「管理的職業」に設定された専門分野別項目に位置づける。小規模事業所の管理職は職業群「管理的職業」の中の「小売・食品・宿泊サービス管理職」に位置づける。農業等における管理職は管理職の項目に位置づけない。
- ・ 従業上の地位は、原則として考慮しないこととするが、小売・食品・宿泊サービス等の経営者・店主はそれぞれに対応する項目に位置づける。
- ・ 監督者はそれぞれの分野別に設定された監督者の項目に位置づける。監督者の項目が設定されていない分野 (専門的・技術的職業など) では監督される者と同一の項目に位置づける。
- ・ 徒弟は訓練を受けている職業と同じ職業に位置づける。
- ・ 補助者は大半が建設分野の従事者であり、建設分野の補助者・労務作業者の項目に位置づける。労務者はそれぞれの分野に設定された労務作業者の項目に位置づける。

○小分類項目の記述内容

- 職業名
- 主な職務と就業分野
- この職業に含まれる職業名
- この職業には含まれない職業

○職業名索引

約 36000 種の職業名

資料 1-6 カナダ職業分類 (National Occupational Classification、NOC2001)

○分類基準

- ・ **スキルタイプ** - 遂行する仕事の種類（機能、教育、産業を考慮）にもとづいて 10 区分
 - スキルタイプ 0 管理の職業
 - 1 ビジネス、金融、事務の職業
 - 2 自然科学、応用化学、その他の関連職業
 - 3 保健医療の職業
 - 4 社会科学、教育、公務、宗教の職業
 - 5 芸術、分化、余暇、スポーツの職業
 - 6 販売、サービスの職業
 - 7 技能、運輸、装置運転、その他の関連職業
 - 8 第一次産業の職業
 - 9 加工、製造の職業
- ・ **スキルレベル** - 職務遂行の際に必要な教育・訓練の性質を表す。入職に必要な経験、仕事の複雑さ・責任を反映する。
 - スキルレベル A 大学・大学院教育
 - B 短大レベルの教育（2～3年）、徒弟訓練（2～4年）、中等教育（3～4年）+ OJT（2年以上）、監督者の職業、重大な安全の責任を有する職業
 - C 中等教育（1～4年）、OJT（2年未満）
 - D 中等教育（2年未満）+ 短期の OJT

スキルレベルの 4 区分はそれぞれ、専門的な職業、技術・準専門・熟練技能の職業、中級のスキルの職業、初級のスキルの職業に対応している。

○分類構造と分類コード

	項目数	分類符号
職業群 skill type categories	10	数字 1 桁
大分類 major group	26	2 桁
中分類 minor group	140	3 桁
小分類 unit group	520	4 桁

○分類基準の適用

- 職業群 - スキルタイプ
- 大分類 - スキルレベル（分類コードの 2 桁目の数字がスキルレベルを表す）
- 中分類 - 仕事の種類
- 小分類 - 仕事の種類、産業・職業移動・数量基準（1,000 人以上）

○小分類項目の記述内容

- 職業名
- 主な職務と就業分野
- この職業に分類される他の職業名
- 主な課業
- 入職要件
- この職業には分類されない類似の職業

○職業名索引

約 36000 種の職業名（NOC-S 索引と同一）

付属資料2 職業分類体系の比較

	ISCO-88	英国SOC 2000	豪州ASCO 2	米国SOC	カナダNOC-S	日本JSCO
大分類項目の符 合及び名称	1-Legislators, senior officials and managers 2-Professionals 3-Technicians and associate professionals 4-Clerks 5-Service workers and shop and market sales workers 6-Skilled agricultural and fishery workers 7-Craft and related trades workers 8-Plant and machine operators and assemblers 9-Elementary occupations 0-Armed forces	1-Managers and Senior Officials 2-Professional Occupations 3-Associate Professional and Technical Occupations 4-Administrative and Secretarial Occupations 5-Skilled Trades Occupations 6-Personal Service Occupations 7-Sales and Customer Service Occupations 8-Process, Plant and Machine Operatives 9-Elementary Occupations	1-Managers and Administrators 2-Professionals 3-Associate Professionals 4-Tradespersons and Related Workers 5-Advanced Clerical and Service Workers 6-Intermediate Clerical, Sales and Service Workers 7-Intermediate Production and 8-Elementary Clerical, Sales and Service Workers 9-Labourers and Related Workers	11-Management Occupation 13-Business and Financial Operations Occupations 15-Computer and Mathematical Occupations 17-Architecture and Engineering Occupations 19-Life, Physical, and Social Science Occupations 21-Community and Social Services Occupations 23-Legal occupations 25-Education and, Training, and Library Occupations 27-Arts, Design, Entertainment, Sports, and Media Occupations 29-Healthcare Practitioner and Technical Occupations 31-Healthcare Support Occupations 33-Protective Service Occupations 35-Food Preparation and Serving Related Occupations 37-Building Grounds Cleaning and Maintenance Occupations	A-Management Occupations B-Business, Finance and Administration Occupations C-Natural and Applied Sciences and Related Occupations D-Health Occupations E-Occupations in Social Science, Education, Government Service and Religion F-Occupations in Art, Culture, Recreation and Sport G-Sales and Service Occupations H-Trades, Transport and Equipment Operators and Related Occupations I-Occupations Unique to the Primary Industry J-Occupations Unique to Processing, Manufacturing and Utilities	A-専門的・技術的職業従事者 B-管理的職業従事者 C-事務従事者 D-販売従事者 E-サービス職業従事者 F-保安職業従事者 G-農林漁業従事者 H-運輸・通信従事者 I-生産工程・労務作業者 J-分類不能の職業

付属資料3 ヒアリング調査内容

ハローワークにおける職業分類の運用に関するヒアリング調査

訪問者	西澤 弘（労働政策研究・研修機構主任研究員）
訪問日	
時間	1時間程度
対象者	求人部門及び職業相談部門の統括職業指導官

1. 基本資料の収集

- 管内労働市場に関するデータ
- 職業別求人・求職バランスシート（可能ならば、平成16年度及び直近の月）

2. ヒアリング項目

〔求人部門〕

- 管内求人の動向
 - 恒常的に求人の多い職業
 - 最近求人が増えている職業
- 求人職種名に職業分類番号を付与するとき、現行の分類体系では不便を感じる点
 - （例1）モノを営業する仕事の場合、ひとつの分類項目（327-20）しかない。
 - （例2）IT技術者の分類はシステムエンジニアとプログラマーしかない。
 - どのような職種の場合に不便を感じますか。
 - どのような点で不便を感じますか。
 - そのような職種で求人申込みがあったとき、どのように対応していますか。
- 職業分類番号を付与するとき、分類番号の判断に迷ったり、判断が難しかったりするケース
 - （例）IT関連の電話サポートセンターのオペレーターは「テレフォンアポインター」でいいのだろうか。
 - それはどのような職種ですか。
 - 判断に迷ったり、判断が難しかったりするのはどうしてですか。
 - そのようなときには、どのように対応しますか。
- ②と③以外に現行の職業分類で使い勝手が良くないと思う点がありますか。
- 求人申込書の「仕事の内容」欄に複数の職種にわたる仕事が記述されているとき、どのように対応していますか。
 - （例）レジ係の求人の仕事内容が、品出し、レジ、販売等の仕事を含んでいるとき

〔職業相談部門〕

- 求職者の多い職業
 - 恒常的に求職者の多い職業
 - 最近、求職者が増えている職業
- 求職者の希望職種にもとづいて職業分類番号を付与するとき、現行の分類体系では不便を感じる点
 - （例）業種にこだわりを持っている営業職希望者も他の営業職希望者と一緒にひとつの分類項目（327-20）で処理せざるをえない。
 - どのような職種の場合に不便を感じますか。
 - どのような点で不便を感じますか。
 - そのような職種で求人申込みがあったとき、どのように対応していますか。
- 職業分類番号を付与するとき、分類番号の判断に迷ったり、判断が難しかったりするケース
 - （例）「希望する仕事」欄が漠然とした記述になっているケース（たとえば、「アパレル関係」など）。
 - それはどのようなケースですか。
 - 判断に迷ったり、判断が難しかったりするのはどうしてですか。
 - そのようなときには、どのように対応しますか。
- ②と③以外に現行の職業分類で使い勝手が良くないと思う点がありますか。

ハローワークにおける職業分類の運用に関する調査

調査協力をお願い

職業相談・紹介業務を行うにあたっては、的確な求人・求職者情報の収集は欠かせません。現在、求人・求職の職種の区分には「労働省編職業分類(平成11年)」(以下、職業分類という。)が用いられています(この「職業分類」の改訂は厚生労働省の要請を受けて日本労働研究機構(現 労働政策研究・研修機構)が実施しました。)。しかし、産業構造の変化に伴って求人・求職者の求める職種と「職業分類」との間にギャップのみられる分野もあります。このため、労働政策研究・研修機構では、公共職業安定機関における「職業分類」の運用の実態と課題を明らかにするために本調査を実施することといたしました。研修期間中のお忙しいなか恐縮ですが、上記をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈調査についての問い合わせ先〉

(独) 労働政策研究・研修機構

担当 西澤 弘

電話 03-5991-5188

〈記入上のお願い〉

■回答は、これまでの行政経験のなかで職業分類について感じたことや考えたことなどを思いつくままにご記入ください。

■調査票は、記入後、研修修了時まで担当の教官にお渡しください。

■回答していただく項目は、行政経験の有無によって異なります。次の項目のなかで該当する番号に○印をつけ、指示に従って次ページ以降の設問にお進みください。

平成12年4月以降の行政経験についておうかがいします。(○印は1つ)

1. 求人関係の業務経験はあるが、求職者関係の業務経験はない ⇒ 問1へ
2. 求職者関係の業務経験はあるが、求人関係の業務経験はない ⇒ 問10へ
3. 求人関係と求職者関係の両業務を経験している ⇒ 問1へ
4. 求人関係と求職者関係の両業務とも経験していない ⇒ この調査票に回答する必要はありません

I 求人関係の業務を経験された方におうかがいします。

↳ 求人関係の業務を経験したことのない方は〈問10〉にお進みください。

求人申込書の安定所記入欄のうち「職業分類」の欄に記入すべき分類番号について、以下の問にお答えください。

問 1 あなたが勤務している（あるいは勤務していた）所ではどのような職種の求人が多いと思いますか。職種名を以下の欄に記入してください。

①	_____
②	_____
③	_____

問 2 これらの求人職種に職業分類番号をつけるとき、現行の職業分類の体系では不便を感じる（又は判断に迷う、判断が難しい）ことがありますか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
	↳ 問 3 へ	↳ 問 3 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名とその問題点を記入してください。

（例）職種 営業

問題 商品営業の仕事は、商品の種類に関係なくひとつの分類番号（327-20）しかない。業種別の設定が望ましい。

① 職種	_____
問題	_____

② 職種	_____
問題	_____

③職種	_____
問題	_____

問3 IT関連の求人職種についておうかがいします。それらの求人職種に職業分類番号を付与するとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）ことがありますか。該当する番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
	↳問4へ	↳問4へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名とその問題点を記入してください。

（例）職種 IT技術者

問題 ネットワークエンジニア、ホームページ作成などの職種は、既存の分類項目（システムエンジニア、プログラマー）のどちらに分類すべきか判断に迷う。

①職種	_____
問題	_____

②職種	_____
問題	_____

③職種	_____
問題	_____

問4 福祉・介護関係の求人職種についておうかがいします。それらの求人職種に職業分類番号を付与するとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）ことがありますか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない ↳問5へ	3. わからない ↳問5へ
-------	---------------	------------------

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名とその問題点を記入してください。

(例) 職種 ケアマネジャ、介護福祉士
 問題 これらの職種は専門知識を必要とする資格職種であるが、職業分類上では社会福祉の職業のなかの「その他」に分類されている。独立した職種にすべきである。

①職種	
問題	
②職種	
問題	
③職種	
問題	

問5 問2、3、4に記入した職種以外に職業分類番号を付与するとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）ことがありますか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない ↳問6へ	3. わからない ↳問6へ
-------	---------------	------------------

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名とその問題点を記入してください。

（例）職種 現場監督

問題 建設工事の「現場監督」には施工管理士のような専門的知識を必要とする求人もあるが、作業員の労務管理や工事の工程管理が主要な仕事になっている求人もある。後者の場合、専門職（建築土木技術者）ではないが、かといって作業員でもない。分類の位置づけが難しい。

①職種	_____
問題	_____

②職種	_____
問題	_____

③職種	_____
問題	_____

問 6 求人票の「仕事の内容」の欄に記述された仕事が、『職業分類表』の複数の職業に関係することがあります(以下の例を参照)。この例のような求人をご存じですか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

(例) 求人職種 スーパー・レジ係
仕事内容 品出し、販売、レジ

1. 知っている	2. 知らない	3. わからない
	└─> 問 8 へ	└─> 問 8 へ

「知っている」に○印をつけた方は、思いつくままにそれらを以下の欄に記入してください。

①求人職種	_____
仕事内容	_____
②求人職種	_____
仕事内容	_____
③求人職種	_____
仕事内容	_____

問 7 問 6 の複数の職業に関係する仕事を含んだ求人に対して、分類番号はどのようにして決めますか。該当する項目の番号に○印をつけてください(○印はいくつでも)。

1. 求人者に主な仕事を確認して、その仕事に対応する職業の分類番号をつける。
2. 複数の仕事のうち、仕事の遂行に必要とする知識やスキルのレベルが最も高い仕事を確認して、その仕事に対応する職業の分類番号をつける。
3. 求人者に『職業分類表』を提示して、最も適切な職業を選んでもらう。
4. その他
具体的に、

問 8 求人票の「仕事の内容」の欄に記述された仕事が、『職業分類表』のいくつかの職業の中間領域に該当する仕事であることがあります（以下の例を参照）。この例のような求人をご存じですか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

（例）ケアマネジャーとヘルパーの中間領域の仕事

1. 知っている	2. 知らない	3. わからない
	└─┬─> 次のページへ	└─┬─> 次のページへ

「知っている」に○印をつけた方は、思いつくままにそれらを以下の欄に記入してください。

① _____	と	_____	の中間領域の仕事
② _____	と	_____	の中間領域の仕事
③ _____	と	_____	の中間領域の仕事

問 9 問 8 のふたつの職業の中間領域の求人に対して、分類番号はどのようにして決めますか。該当する項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1.	仕事の比重がどちらの職業にあるかを確認して、比重のより大きな職業の分類番号をつける。
2.	仕事の性質がどちらの職業に類似しているかを確認して、類似度の高い職業の分類番号をつける。
3.	求人者に『職業分類表』を提示して、最も適切な職業を選んでもらう。
4.	その他 _____
	具体的に、 _____

II 求職者関係の業務を経験された方におうかがいします。

↳ 求職者関係の業務を経験したことのない方は〈問 13〉にお進みください。

求職申込書の安定所記入欄のうち「職業分類」の欄に記入すべき分類番号について、以下の問にお答えください。

問 10 あなたが勤務している（あるいは勤務していた）所ではどのような職種を希望する求職者が多いと思いますか。職種名を以下の欄に記入してください。

①	_____
②	_____
③	_____

問 11 これらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の職業分類の体系では不便を感じる（又は判断に迷う、判断が難しい）ことがありますか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
	↳ 問 12 へ	↳ 問 12 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名とその問題点を記入してください。

（例）職種 営業

問題 営業職は求人・求職者が多い。求人を業種等で区分しないと求職者が求人を探しにくい。

① 職種	_____
問題	_____

②職種	_____
問題	_____

③職種	_____
問題	_____

問 12 問 11 に記入した職種以外に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）ことがありますか。該当する項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
	↳ 問 13 へ	↳ 問 13 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名とその問題点を記入してください。

（例） 職種 ヘルパー
 問題 ヘルパーの求職者は、ヘルパーという仕事を探している。しかし、職業分類では、ヘルパーの仕事が行われる場所で区分している。そのためヘルパーの求人は家庭生活支援サービスの職業か、あるいは社会福祉の職業に入る可能性がある。その結果、求職者は希望する求人にとどり着けないおそれがある。

①職種	_____
問題	_____

②職種	_____
問題	_____

③職種	_____
問題	_____

Ⅲ 全員におうかがいします。

問 13 求人申込書（又は求職申込書）に記入された求人職種名（又は希望職種名）に対して職業分類番号を即座に判断することが難しいとき、あるいは判断に迷うとき、どのようにして分類番号を確定していますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 所で独自に作成した簡易職業分類表（管内求人・求職者の主な職種の一覧表など）や資格・職種対応表などを参考にして分類番号を確定する。
2. 『職業分類表』で該当すると考えられる職業の定義を確認したり、職業名の例示の中に類似の名称がないかどうかを確認したりする。
3. 『職業分類表』の職業名索引又は総合的雇用情報システムを利用して、当該職種名と一致する（あるいは類似の）職業名があるかどうか確認する。
4. 当該職種名に対応すると考えられる小分類レベルの職業の3桁番号に「00」を付けて、分類番号とする。
5. 当該求人者のこれまでの求人票を確認し、同一の職種があるときにはそれと同じ分類番号にする。
6. 同僚や上司に相談する。
7. その他
具体的に、

問 14 求人職種（又は求職者の希望する職種）に職業分類番号を付与するとき、判断を迷ったり、あるいは判断が難しかったりするの、一般的にどのようなケースが多いですか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 求人票の「仕事内容」が『職業分類表』の複数の職業に該当するとき
2. 求人票の「仕事内容」が『職業分類表』の複数の職業の中間領域の仕事であるとき
3. 当該職種が IT や福祉など雇用成長分野の職種で、『職業分類表』の既存の職業に当てはめることが難しいとき
4. 当該職種名に馴染みが薄く、かつ仕事に関する記述が専門用語を含んでいてよく理解できないとき
5. 求職票の「希望する仕事」の欄の記述が漠然としているとき
6. その他

具体的に、

問 15 職業分類番号について判断を迷ったり、あるいは判断が難しかったりするの、何に起因していると思いますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 職業分類の体系が理解しにくいから
2. 産業の動向を反映した職種が『職業分類表』に設定されていないから
3. 求人・求職者の記入した職種名が『職業分類表』の職業名索引に採録されていないから
4. 仕事内容は同じであっても、求人・求職者の用いる職種名と『職業分類表』の職業名が異なっているから
5. 求人職種に該当する小分類レベルの職業（3桁番号）は比較的容易に判断できるが、その下の5桁レベルの職業が現実の労働市場に出る職種とあってないから
6. その他

具体的に、

問 17 求人・求職者の記入した「職種」からの確に職業分類番号を確定するためには、現行の『職業分類表』のどこを変える必要があると思いますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 頻出度の高い職種名は『職業分類表』の職業名索引に採録する。
2. 『職業分類表』の職業名を労働市場で一般的に用いられている名称に変える。 たとえば、「 <input type="checkbox"/> 」を「 <input type="checkbox"/> 」に変える。 「 <input type="checkbox"/> 」を「 <input type="checkbox"/> 」に変える。 「 <input type="checkbox"/> 」を「 <input type="checkbox"/> 」に変える。
3. 現実の労働市場にあわせた職業を設定する。 たとえば、「 <input type="checkbox"/> 」の分野では、 「 <input type="checkbox"/> 」や「 <input type="checkbox"/> 」のような職業が必要である 「 <input type="checkbox"/> 」の分野では、 「 <input type="checkbox"/> 」や「 <input type="checkbox"/> 」のような職業が必要である 「 <input type="checkbox"/> 」の分野では、 「 <input type="checkbox"/> 」や「 <input type="checkbox"/> 」のような職業が必要である
4. その他 具体的に、 _____ _____ _____

労働省編職業分類に対する要望・意見等、ご自由にお書きください。

----- ----- ----- -----

■調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

求人業務担当者用

整理番号

公共職業安定機関における職業分類の運用に関する調査

〈調査協力のお願ひ〉

公共職業安定機関における求人・求職の職種の区分には「労働省編職業分類(平成 11 年)」が用いられていますが、作成から 6 年が経過し、この間の産業構造等の変化に伴い職業分類上の職業と求人・求職の職種が乖離するなど問題の生じている分野もみられます。この調査は、そうした労働省編職業分類の問題点を明らかにするために厚生労働省の協力を得て実施するものです。ご多用のところ恐縮ですが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- この調査票は、求人関係の業務を担当している部署において記入してください。
- 設問に対する回答は、該当する項目の番号に○印をつけてください。また、下線の引いてある箇所には、これまで求人受理の業務で経験した事例を記入してください。
- 回答の内容によっては、事例を記入する必要のない場合もありますので、指示に従って進んでください。
- 調査票は、記入後、「求職者業務担当者用」の調査票とあわせて、同封の返信用封筒で 9 月 22 日(木)までに返送してください。
- 調査結果は、回答の集計結果のみを公表し、貴所やご記入者が特定されることはありません。
- この調査について不明な点は、以下の担当者にお問い合わせください。

〒 177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23
独立行政法人 労働政策研究・研修機構
人材育成研究部門
担当 西澤 弘
電話 03-5991-5188 Fax 03-5991-5074

貴所について

※以下の事項をご記入ください。

労働局

公共職業安定所

ご記入者

電話

求人職種について

↳ 以下の設問には、求人受理の業務を担当している部署の方がお答えください。

求人申込書の安定所記入欄のうち「職業分類」の欄に記入する分類番号について、以下の問にお答えください。

問 1 大分類「専門的・技術的職業」に位置づけられる求人職種についておうかがいします。それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 2 へ	↳ 問 2 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

（例）職 種 IT 技術者

問題点 ネットワークエンジニア、ホームページ作成などの求人は、既存の分類項目（「061 システムエンジニア」、「062 プログラマー」）のどちらに分類すべきか判断に迷う。

①職 種	_____
問題点	_____

②職 種	_____
問題点	_____

③職 種	_____
問題点	_____

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 2 大分類「事務的職業」に位置づけられる求人職種についておうかがいします。それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 3 へ	↳ 問 3 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

（例）職 種 レジ係

問題点 小売店のレジ係の求人は、職業分類上は事務の仕事（「261 現金出納事務員」の中の「261-11 レジ係」）であるが、仕事の行われる場所を重視すると事務よりも販売の職業に近い。

①職 種 _____

問題点 _____

②職 種 _____

問題点 _____

③職 種 _____

問題点 _____

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 3 大分類「販売の職業」に位置づけられる求人職種についておうかがいします。それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 4 へ	↳ 問 4 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

（例）職 種 商品営業

問題点 商品営業の求人に付与する分類番号は、商品の種類に関係なく327-20（商品販売外交員）である。しかし、この分類については求人件数が多いので、求職者側で求人を探す便宜を考えると、業種や商品の種類等で区分する方がよいと思われる。

①職 種	
問題点	
②職 種	
問題点	
③職 種	
問題点	

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 4 大分類「サービスの職業」に位置づけられる求人職種についておうかがいします。
 それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 5 へ	↳ 問 5 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

（例）職 種 ヘルパー

問題点 介護の仕事は、職業分類上、施設での介護は専門的技術的職業（「124 福祉施設寮母・寮父」）、訪問介護はサービスの職業（「342 ホームヘルパー」）である。ヘルパーの求人は働く場所の違いによってどちらかに位置づけられるが、このような区分はヘルパーの仕事を希望する求職者にとってむしろ求人探しをわかりにくくしているのではないか。

①職 種 _____

問題点 _____

②職 種 _____

問題点 _____

③職 種 _____

問題点 _____

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 5 大分類「生産工程・労務の職業」に位置づけられる求人職種についておうかがいします。それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 6 へ	↳ 問 6 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

(例) 職 種 マックオペレータ、CAD オペレータ
 問題点 パソコンを使った組版や図面作成の仕事は、それぞれ「生産工程・労務の職業」の中の「681 組版作業員」、「726 製図工」に位置づけられるが、パソコンを使用する点で事務用機器操作の仕事とも共通性があり、パソコン操作の仕事として新たな項目を設けることが望ましい。

① 職 種 _____
 問題点 _____

② 職 種 _____
 問題点 _____

③ 職 種 _____
 問題点 _____

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 6 大分類「管理的職業」、「保安の職業」、「農林漁業の職業」、「運輸・通信の職業」に位置づけられる求人職種についておうかがいします。それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 7 へ	↳ 問 7 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

（例）職 種 警備員

問題点 警備員は求人の多い職種である。仕事は、施設の内外での警備や交通誘導が多い。しかしながら、「423 警備員」の細分類コードに設定されている 4 職種は、求人の多寡とは関係が薄いので、求人者側の需要動向にあわせた細分類コードを設定することが望ましい。

① 職 種 _____

問題点 _____

② 職 種 _____

問題点 _____

③ 職 種 _____

問題点 _____

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 7 貴所では、地場産業や伝統工芸品の製作・製造に係る求人（以下の例を参照）等、特徴的な求人がありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

（例）（山梨県塩山所管内のワイン醸造）果実酒製造工（633-20）
 （伊万里・有田焼）陶磁器製造工（535-10）、絵付工（536-20）

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 8 へ	↳ 問 8 へ

それらの求人に付与する職業分類番号であって、当該番号がなくなると業務に支障をきたすおそれのあるものについては、下欄に職種名と分類番号を記入してください。

職種名	職業分類番号

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 8 求人申込書の「仕事の内容」の欄に記述された仕事が、『職業分類表』に設定された職業のうち複数の職業に関係する場合があります（以下の例を参照）。このような複数の職業に関係する仕事を含んだ求人に対して、分類番号はどのようにして確定していますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

（例）求人職種 歯科受付
 仕事内容 受付(253-10)、医療事務(259-20)、歯科助手(119-40)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 仕事内容のうち主要な仕事を確認して、その仕事に対応する職業の分類番号をつける。 2. 複数の仕事のうち、仕事の遂行に必要な知識やスキルのレベルが最も高い仕事を確認して、その仕事に対応する職業の分類番号をつける。 3. 従事する時間の最も長い仕事を確認して、その仕事に対応する職業の分類番号をつける。 4. 求人者に『職業分類表』を提示して、最も適切な職業を選んでもらう。 5. その他 _____ _____
--

問 9 求人申込書に記入された職種名に対して付与すべき職業分類番号を即座に判断することが難しいとき、あるいは判断に迷うとき、どのようにして分類番号を確定していますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 所で独自に作成した簡易職業分類表（管内求人・求職者の主な職種の一覧表など）や資格・職種対応表などを参考にして分類番号を確定する。
2. 『職業分類表』で該当すると考えられる職業の定義を確認したり、職業名の例示の中に類似の名称がないかどうかを確認したりする。
3. 『職業分類表』の職業名索引又は総合的雇用情報システムを利用して、当該職種名と一致する（あるいは類似の）職業名があるかどうか確認する。
4. 当該職種に対応すると考えられる小分類レベルの職業の3桁番号に「00」を付けて、分類番号とする。
5. 当該求人者のこれまでの求人票や、他の求人者の類似の求人票を確認し、同一の職種があるときにはそれと同じ分類番号をつける。
6. 同僚や上司に相談する。
7. その他 （具体的にお書きください）

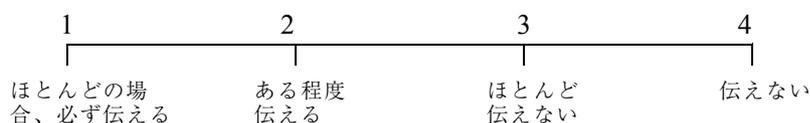
問 10 求人申込書に記入された職種に職業分類番号を付与するとき、判断を迷ったり、あるいは判断が難しかったりするのは、一般的にどのようなケースが多いですか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 求人申込書に記述された「仕事の内容」が、『職業分類表』に設定された職業のうち複数の職業に関連する仕事を含んでいるとき。
2. 新しい分野の職種であって、『職業分類表』に設定された既存の職業に当てはめることが難しいとき。
3. 業界特有の職種であって、当該業界について十分な知識を持っていないとき。
4. 当該職種を位置づける分野が必要以上に細かく分類されていたり、その逆に分類が粗すぎたりするとき。
5. その他 （具体的にお書きください）

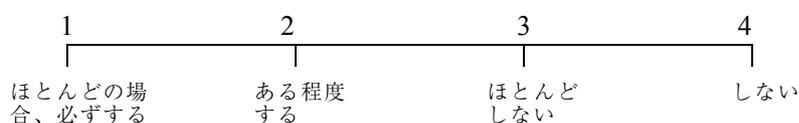
問 11 職業分類番号について判断を迷ったり、あるいは判断が難しかったりするの、何に起因していると思いますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください（○印はいくつでも）。

1. 職業分類の体系が理解しにくいから。
2. 経済社会の動向を反映した新しい職種が『職業分類表』に設定されていないから。
3. 求人者の記入した職種名が『職業分類表』の職業名索引に採録されていないから。
4. 仕事内容は同じであっても、求人者の用いる職種名と『職業分類表』に設定された職業の名称が異なっているから。
5. 専門的・技術的職業、事務的職業、サービスの職業では、製造関係の職業に比べて分類の網の目が粗いから。
6. その他 （具体的にお書きください）

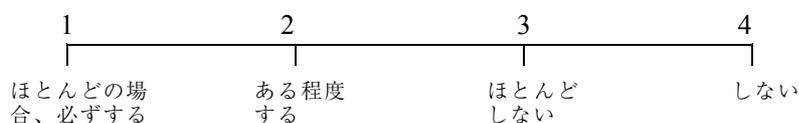
問 12 分類番号の判断に迷った求人職種に対して最終的に付与した職業分類上の位置づけを求人企業に伝えていますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。



問 13 分類番号の判断に迷った求人職種について、求人関係の業務担当者間で情報共有をしていますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。



問 14 分類番号の判断に迷った求人職種について、求人関係の業務担当者と求職者関係の業務担当者間で情報共有をしていますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。



問 15 求人職種に的確な職業分類番号をつけるための参考資料等についておうかがいします。 以下のような資料や体制が整備されたとした場合、業務にどの程度役立つと思いますか。あてはまる項目の該当箇所に○印をつけてください。

	大いに役立つ	ある程度役立つ	どちらとも言えない	あまり役立つ	役立たない
1. 分類番号の付与に関する質疑応答(Q&A)集					
2. 業界別に職業の全体像を記述した資料					
3. 職業と資格の対応表					
4. 「職業名索引」に未採録の職業名を追補					
5. 職業分類に関する問い合わせ窓口の設置					
6. 新職業に関する報告制度の整備					
7. その他（具体的にお書きください）					
① _____					
② _____					

【労働省編職業分類をより活用しやすくするための具体的なアイデアや、職業分類に対する要望、意見等がありましたら、ご自由にご記入ください】

■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

求職者業務担当者用

整理番号

--	--

公共職業安定機関における職業分類の運用に関する調査

〈調査協力のお願い〉

公共職業安定機関における求人・求職の職種の区分には「労働省編職業分類(平成 11 年)」が用いられていますが、作成から 6 年が経過し、この間の産業構造等の変化に伴い職業分類上の職業と求人・求職の職種が乖離するなど問題の生じている分野もみられます。この調査は、そうした労働省編職業分類の問題点を明らかにするために厚生労働省の協力を得て実施するものです。ご多用のところ恐縮ですが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- この調査票は、求職者関係の業務を担当している部署において記入してください。
- 設問に対する回答は、該当する項目の番号に○印をつけてください。また、下線の引いてある箇所には、これまで求職受理の業務で経験した事例を記入してください。
- 回答の内容によっては、事例を記入する必要のない場合もありますので、指示に従って進んでください。
- 調査票は、記入後、「求人業務担当者用」の調査票とあわせて、同封の返信用封筒で 9 月 22 日(木)までに返送してください。
- 調査結果は、回答の集計結果のみを公表し、貴所やご記入者が特定されることはありません。
- この調査について不明な点は、以下の担当者にお問い合わせください。

〒 177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23
独立行政法人 労働政策研究・研修機構
人材育成研究部門
担当 西澤 弘
電話 03-5991-5188 Fax 03-5991-5074

貴所について

※以下の事項をご記入ください。

--	--	--

労働局

--	--	--	--

公共職業安定所

ご記入者

電話

求職者の希望する職種について

↳ 以下の設問には、求職受理の業務を担当している部署の方がお答えください。

求職申込書の安定所記入欄のうち「職業分類」の欄に記入する分類番号について、以下の問にお答えください。

問 1 求職申込書の「希望する仕事」の欄に記入された職種^(注)についておうかがいします。それらの職種に職業分類番号をつけるとき、現行の『職業分類表』では使い勝手が悪い（不便を感じる、判断に迷う、判断が難しい）と感じることがありますか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

（注）漠然とした記述（たとえば、製造、軽作業、事務）など具体性を欠くものを除く。

1. ある	2. ない	3. わからない
↓	↳ 問 2 へ	↳ 問 2 へ

「ある」に○印をつけた方は、以下の例を参考にして職種名と問題点を下欄に記入してください。

（例）職 種 一般事務

問題点 小規模事業所では、事務関係の仕事全般を「一般事務」と総称していることが多い。そのため「255 一般事務員」の求人にはさまざまな仕事内容を持つものが含まれている。多様な一般事務員の求人の中で求職者の希望に適合する求人を探すのは容易ではない。

①職 種	_____
問題点	_____

②職 種	_____
問題点	_____

③職 種	_____
問題点	_____

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

問 2 求職者が求人検索機を利用して希望する職種の求人を検索しようとしたとき、予期した求人が表示されないため検索結果にとまどう場合があります（以下の例を参照）。このように、職業に関する求職者の一般的認識と職業分類上の位置づけが異なる例をほかにご存じですか。あてはまる項目の番号に○印をつけてください。

（例）希望職種 配達

検索分野 配達・配送の仕事を探している求職者のなかには、大分類「運輸・通信の職業」を検索する人がいるが、配達員の求人は、大分類「生産工程・労務の職業」に位置づけられている。

1. 知っている	2. 知らない ↳ 次のページの 自由記述欄へ	3. わからない ↳ 次のページの 自由記述欄へ
↓		

「知っている」に○印をつけた方は、上の例を参考にして職種名と検索分野を下欄に記入してください。

①職種	
検索分野	
②職種	
検索分野	
③職種	
検索分野	

※記入スペースが不足する場合は、別紙にご記入のうえ、調査票に添付してください。

【労働省編職業分類をより活用しやすくするための具体的なアイデアや、職業分類に対する要望、意見等がありましたら、ご自由にご記入ください】

■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

労働政策研究報告書 No. 57

職業紹介における職業分類のあり方を考える

— 「労働省編職業分類」の改訂に向けた論点整理 —

発行年月日 2006年4月25日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5102

(販売) 広報部成果普及課 TEL:03-5903-6263

FAX:03-5903-6115

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2006

* 労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)